

令和2年 第2回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年2月5日(水) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	欠 席	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、新田 温乃

○欠席委員

農業委員 4番 樋田 都委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 7件

議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（利用権貸借）	32 件
議案第 8 号	農用地利用配分計画案に関する意見について	1 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	3 件
追加議案第 9 号	営農型発電設備の部下の農地における農作業の状況 報告に対する意見について	2 件

#### 第 4 協議・連絡事項

- ・令和元年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・令和 2 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・令和 2 年第 3 回農業委員会総会について

### 5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 2 年第 2 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 19 人中、18 名で総会成立の定足数に達しております。

本日の欠席委員は、「4 番、樋田 都委員」の 1 人でございます。それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（二宮会長挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「9 番、鎌田 長和委員」、「10 番、松良 公人委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。  
議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。  
番号 3、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 4 号、番号 3 について説明します。

農地の所在〇〇〇〇、登記地目「畑」、面積「95 m<sup>2</sup>」、3条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「遠地在住であり耕作は不可能であるため売却する」。譲受人は「自宅の裏にある申請地を譲り受け自家消費の野菜畑として利用する」であります。

譲受人の経営面積「27.1a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 第3番を報告いたします。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇へ約100mぐらい行ったところの住宅密集地でございます。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の方で住まれておまして、買い手の〇〇〇〇さんは、前々回〇〇〇〇をされておまして、ちょうど〇〇〇〇さんの自宅の横の少し荒れ地に、〇〇〇〇さんの畑というか、宅地で倉庫も建っておりましたが古い倉庫でございます。もう全て最近取り壊しております。そして〇〇〇〇さんが野菜を作るということで話がまとまっております。

この近辺は住宅密集地でございます。ちよくちよく荒れた農地みたいなのがありますが、〇〇〇〇さんが面倒見たりという感じでございます。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号4について事務局の説明を求めます。

事務局 番号4を説明します。  
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,170 m<sup>2</sup>」、外3筆、3条無償移転です。  
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
譲受人〇〇〇〇。  
申請事由としては、譲渡人は「親戚の譲受人に贈与する」。譲受人は「申請地を譲り受け、農業に精進する」であります。  
譲受人の経営面積「75.9 a」。  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

7番 〇〇〇〇さんが作られておりましたこの土地、無償でもらうようになった土地ですけど、もともとは〇〇〇〇さんの土地だったらしくて、なんかちょっと〇〇〇〇があって預けたような感じで十年以上前にどうも登記しとったみたいですけど、今回戻ってくるということで、〇〇〇〇さんちょっと高齢ではありますけど、息子さんの方が休みの日にはちょこちょこ手伝いよりもので大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」。

番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 5 号、番号 1 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「183 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「住宅用地」、転用理由「現在、実家に居住して父親と〇〇〇を営んでいる。今年の 6 月に結婚を予定しており、同居するには手狭となるので、申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい。」とのことであります。

参考資料の 1 ページ位置図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の第 1 種住居地域に当たります。このことからこの農地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、第 3 種農地となります。この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農状況の支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料の 2 ページから 4 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇ということですが、高齢で〇〇〇〇をもう超えているんですが、息子さんの〇〇〇〇さん、それから孫の〇〇〇〇くんも農業をやっています。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇もやっておられまして、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの娘さんが〇〇〇〇の方で嫁に行って、娘の子供ということで孫に当たります。こういったことで、

孫が土地を探しているということで、こういった形になっております。

ただ、この地域〇〇〇〇の方だんだんと開発されてはきているんですが、やはり昨年の西日本豪雨の災害で毎回浸かるところなんですよ。〇〇〇〇さん地元の方なんで高台に住まれておられるんですが、お孫さんなんでそのへんのところは十分な情報も入っておるかと思imasuので、やっていただけるんじゃないかと思っております。

よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号 1 から 3 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは議案第 6 号について説明します。

番号 1 から 3 について、一括して説明します。

番号 1、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「214 m<sup>2</sup>」、外 8 筆、計「3,862 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「58.3 a」、売買価格〇〇〇〇。

〇〇〇〇の経営面積は「58.3 a」となっておりますが、この度売買契約を締結することで約 96 a となり下限面積を満たすため、問題はありません。

番号 2、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,170 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「1,605 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「127.2 a」、

売買価格〇〇〇〇。

番号 3、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,139 m<sup>2</sup>」、  
外 2 筆、計「1,466 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「230.8 a」、  
売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 〇〇〇〇さん、僕が覚えているのは、親父さん消毒中に倒れまして、そのままになってちょっと荒れた畑なんですけど、近所の〇〇〇〇くん、すぐ上にも畑がありまして、新規就農という形でおじいさんが百姓をしよりました、娘さんの子どもさんなんです。〇〇〇〇さんと二人、兄弟で今新たに百姓を始めとるんです。で、新たに面積を増やしていきよるので大丈夫だと思います。

次の〇〇〇〇さん、これ親父さんですが息子さんが今〇〇〇〇を辞めまして百姓をしよるんですが、お嫁さんと二人するんじゃないかなと思うんですが、〇〇〇〇さんも新規就農で畑を増やして、今どんどん増やしている方で、〇〇〇〇ではここもう〇〇〇〇さん〇〇〇〇さん〇〇〇〇さんの三人で、ほとんどぼちぼち増やしてもろてるんです。

ほいで〇〇〇〇くんも、親父さん元前期の〇〇〇〇さんで、ここも新規就農みたいな感じでUターンして百姓を始めてここも親子三人でやりよりますんで、まあ嫁さんおらんのですけども、もともとは〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんにあてとったんですが、近所に〇〇〇〇さんの山があるということで〇〇〇〇さんが買うことになりました。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして番号 4、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局            番号 4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「210 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「231.7 a」、  
売買価格〇〇〇〇。  
以上です。
- 議 長            地元委員の説明を求めます。
- 5 番            場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇地区でございまして標高 300m位で少し  
高いところなんです、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇と住所はなっておりますが、  
若いころ小さいころですかね、〇〇〇〇の方に住んでおられた  
ということで、〇〇〇〇さんとこと家が隣近所ですと環境もわか  
っておられて、畑もちょうど隣りにあるということで、〇〇〇〇さん、  
同じ〇〇〇〇ですが、親戚ではないんですけど親戚づきあい以上のもの  
をずっと昔からやっておられたということで、場所が〇〇〇〇なので  
作ってください、売ってくださいということで買いましたということで  
話が成立したそうです。  
よろしく願いいたします。
- 議 長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。
- 委 員            (意見、質問等なし)
- 議 長            ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員            (異議なく承認)
- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして番号 5、6、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 5、6 を一括して説明します。

番号 5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「980 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,430 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「374.6 a」、売買価格〇〇〇〇。

番号 6、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「563 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「235.2 a」、売買価格〇〇〇〇。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

9 番

5 番 6 番について説明いたします。

所有権を移転する〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇、年金暮らしで、みかん作りはもともとされてない方でありまして、〇〇〇〇さんに売買する園地については、それまで他の人にあてていた園地でありまして、契約が今年切れたということで、売買をしたいということで、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんはその園地の近くに家がありまして、ぜひともすぐ家の近くですからやりたいということで、〇〇〇〇は超えているんですが〇〇〇〇までは頑張るといことなので、大丈夫だと思います。

6 番、〇〇〇〇くん、〇〇〇〇のばりばりの若手でありまして、〇〇〇〇もされている方でありまして。それでこの園地につきましては、昨年まで賃貸借で当たっていた園地を売買したいという〇〇〇〇さんの希望でありまして、売買が成立いたしました。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして番号 7、一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局            番号 7、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「9.91 m<sup>2</sup>」、  
外 6 筆、計「954.91 m<sup>2</sup>」。  
                         所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
                         所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「135.1 a」、  
                         売買価格〇〇〇〇。  
                         以上です。
- 議 長            地元委員の説明を求めます。
- 1 2 番            〇〇〇〇さん〇〇〇〇、〇〇〇〇さんも〇〇〇〇です。同級生とい  
うことなんですけども、村も同じ〇〇〇〇ということで、この園地  
は〇〇〇〇さんとのご家の近くということで、〇〇〇〇さんところから  
もうちょっともう〇〇〇〇さんが買うということで話がまとまりました  
ので、よろしく申し上げます。
- 議 長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。
- 委 員            (意見、質問等なし)
- 議 長            ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員            (異議なく承認)
- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして、議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利  
用集積計画の承認について」、「利用権貸借」  
番号 3 について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局            それでは、議案第 7 号について説明します。  
番号 3、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,276 m<sup>2</sup>」、

外 3 筆、計「1,915 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「127.2 a」、  
期間「10 年」。賃借料は〇〇〇〇です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、去年一年契約で無償で貸借しとった  
んですが、あれは急なことで無償になったんですよ、ほんで一年経ち  
まして今度は有償で契約をしかえただけなので、よろしくお願いま  
す。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 4、5 について、一括して事務局の説明を求めま  
す。

事 務 局 それでは番号 4、5 を一括して説明します。

番号 4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,588 m<sup>2</sup>」、  
新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「461.2 a」、  
期間「10 年 11 か月」。賃借料は〇〇〇〇です。

番号 5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「681 m<sup>2</sup>」、  
外 2 筆、計「962 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「461.2 a」、

期間「10年11か月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 4番と5番、〇〇〇〇さんですけど、この方親子の関係でございます。

一年半ぐらい前ですね、他の方とですね、契約をされたみたいなんです、耕作をされておりましたけれども、一身上の都合でですね、もうやらないということで、〇〇〇〇さんの方はですね、新たな耕作者を探しておられましたところ、今回〇〇〇〇さんがですね、じゃあ作ってみようということで、〇〇〇〇でございます。ここにもでてますけれども、自分の経営面積よりはですね、人の方からですね、利用権を貸借と言いますか、借りてですね、意欲的に荒廃園をなくそうと一生懸命頑張っておるようでございます。まだ若いしですね、〇〇〇〇では4町6反ですか、非常に難しい耕作の中でですね、幅広くですね、まじめにやっている専業農家でございます。間違いないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号6について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号6、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,265㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「397.2a」、期間「10年」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 ○○○○さんは、○○○○くんのお母さんの実家のお兄さんにあたります。○○○○くんは○○○○、○○○○ですか、ばりばりの若手でして、お父さん名義で今まで小作されていましたが、名義を息子に変えて、新たに 10 年という契約でやりたいということで、なりました。

よろしく願いたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 7、8 について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 7、8 について、一括して説明します。

番号 7、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「1,915 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「4,932 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者○○○○、○○○○。

利用権の設定を受ける者○○○○、○○○○、経営面積「0 a」、期間「10 年」。賃借料は○○○○です。

○○○○の経営面積は 0 a となっておりますが、父○○○○の経営地 230 a を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

番号 8、農地の所在○○○○、地目現況「樹園地」、面積「679 m<sup>2</sup>」、外 4 筆、計「2,579 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者○○○○、○○○○。

利用権の設定を受ける者○○○○、○○○○、経営面積「0 a」、期

間「5年」。賃借料は〇〇〇〇です。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係です。家も隣り同士ということで、〇〇〇〇さんはもともと〇〇〇〇をずっとされてて農家はしていないんですけど、昔から〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんとの畑を小作して作っておられました。で、近々〇〇〇〇さんのお父さんの〇〇〇〇さんから今度〇〇〇〇さんに経営移譲をするということで、今回は〇〇〇〇さんとの契約ということです。

で、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんも親戚関係で家も近所になります。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇在住で〇〇〇〇の方に勤めていて、こっちに帰って農家をする気はないということで、昔からまた〇〇〇〇さんがずっと作られていて、〇〇〇〇さん、先ほど申し遅れましたけど、〇〇〇〇で地元では〇〇〇〇もされてばりばりの農家さんです。

なんら問題はないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号9から14まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号9から14について、一括して説明します。

番号9、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「703㎡」、移転の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「59.2a」、

期間「2年」。賃借料は〇〇〇〇です。

番号 10、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,165 m<sup>2</sup>」、移転の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「59.2 a」、期間「2年」。賃借料は〇〇〇〇です。

番号 11、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「573 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「305.6 a」、期間「20年2ヶ月」。

番号 12、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「327 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「135.1 a」、期間「5年2ヶ月」。

番号 13、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,292 m<sup>2</sup>」、外1筆、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「87.4 a」、期間「3年2ヶ月」。賃借料は〇〇〇〇です。

番号 14、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,108 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「454.4 a」、期間「10年2ヶ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

12番 9と10番を説明させていただきます。

9番と10番、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇で農業をしているわけなんですけども、株式会社の法人の〇〇〇〇を立ち上げるということで、今ちょっと利用権の移転を自分とこの土地をしています。

この土地はもともと〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの土地であったんですけども、今年の7月に〇〇〇〇さんが利用権の設定をしとったんですけども、この度法人の方に利用権の移転をするということで話が

まとまったのでよろしく申し上げます。

11 番〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん利用権の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、もともと〇〇〇〇に住んでおったんですけど、今はもう〇〇〇〇の方に、そちらの方で生活をしておられます。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で農家をしておりまして、今〇〇〇〇〇でばりばり重機も使って基盤整備もしますし、この土地ももうずっと〇〇〇〇さんが作っておられましてきれいにしておりますので、大丈夫かと思えます。

次 12 番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。ここは先ほど売買の方で出ておりましたけれども、その中の一部の土地なんですけれども、売買の方はちょっと難しかったみたいなんですけれども、それでここ〇〇〇〇で国土調査はまだ入ってませんので、国土調査が入った時には、その分で園地を売ると思うんですけど、そこだけは使用貸借の方でその分は契約させてくれということですのでしておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

次 13 番と 14 番の分なんですけれども、ここ〇〇〇〇さんがもともと〇〇〇〇に住んでおられるんですけども、〇〇〇〇さんという方が亡くなりまして、〇〇〇〇さんが名義を引き継いでおります。それで、この 2 筆、13 番・14 番は〇〇〇〇の近くの土地です。それで、ゆくゆくは〇〇〇〇が買っていいなと言われておる土地だということを知っておりますけれども、世話をちょっとその〇〇〇〇さんの、こっちにおられなくて〇〇〇〇さんの親父さんの〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの方から世話を頼まれていて、その土地を〇〇〇〇さんがここを長く耕作はしておったんですけども、息子さんへ変わったということで、貸借は使用貸借で利用権設定を結んでおきたいということで、ゆくゆくちょっとあのそのような〇〇〇〇の方が買っていいよというような話もしておりますので、3 年くらいで〇〇〇〇さんは契約をしとったらということです。

そして、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの方は、〇〇〇〇さんの方はまだちょっと〇〇〇〇で若いので、10 年くらいは耕作の方も余裕で、契約はそのくらいでさせてもらえたらということで、そういう話になってます。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員 退席)

議長 続きまして、番号 15 から 34 まで、再設定です。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 15 から 34 まで、再設定及び再設定扱いの案件となっています。

番号 15、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「826 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,441 m<sup>2</sup>」、再設定の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「162.3 a」、期間「3 年 1 ヶ月」。賃借料は〇〇〇〇です。

以降の案件については、説明を省略します。以上です。

議長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長 ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員 着席)

議長 続きまして、議案第 8 号「農用地利用配分計画案に関する意見につ

いて」。

事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案第8号、番号1について、説明いたします。

番号1、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「889㎡」、外1筆、計「2,219㎡」、こちらは農地中間管理機構を利用した使用貸借です。

権利の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「526.8a」、期間「令和2年4月1日から19年10ヶ月」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

5番

この土地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの土地でございまして、以前も成立しておりまして、現在〇〇〇〇さんが作っております。

それで、機構の制約上こういう、今年から制約という形となりまして、少し前から作られております。

なんら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。

議長

続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出等について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、報告第2号について、説明いたします。

番号4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,133㎡」、外6筆、計「3,187㎡」。

賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。

以降については説明を省略します。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第 9 号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について」。

事務局お願いします。

事 務 局 それでは議案第 9 号、番号 1 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目「畑」、面積「6,139 m<sup>2</sup>の内 0.35 m<sup>2</sup>」です。

転用事業者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

この案件につきましては、3 年間の一時転用ということで、平成 25 年の許可後、平成 28 年に一回目の更新を行い、昨年 7 月の二回目の更新では 10 年間の一時転用ということで許可されております。

転用条件としまして、営農型発電設備の農作物の状況報告が課せられており、毎年 2 月がその報告時期になっております。今年度につきましては、転用事業者から 1 月 24 日付けにて状況報告があり、1 月 30 日に現地調査、本日総会前に農地部会を行っております。

では、当委員会の意見案を申し上げます。

「下段 A-1 のデコポンは、間もなく収穫を迎える予定である。状況は良好である。自家消費の八朔は、例年並みの収量である。今年から収穫を迎えた清見タンゴールは、状況は良好であるが、木を大きくするため 2 年～3 年は半分の収量となる。デコポンの結実状況は、同設備の影響外のデコポンの樹と同等である。宮川早生は、販売単価が昨年の半値以下となったため、自社ブランドのジュース用としたが、収量及び品質は周辺園地と同等である。

以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考えます。」です。

追加議案の参考資料 1 ページから 5 ページに位置図及び状況報告書等の一部を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 農地部会を開催しておりますので、部会長より報告よろしくお願

します。

13番

説明いたします。

この〇〇〇〇さんですが、10年間営農発電をされておりまして、現地の方も30日に確認に行きました。

よく管理もされておりまして、パネルの下の樹の大きさと周りの樹の大きさもほとんど変わりも遜色なしによく大きくなっておりまして、また地域の反収ともほとんど遜色なしに反収の方あがったということで、発電しながらの下での栽培は何ら問題はないのではないかなということになりましたので、報告いたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。

議長

続きまして、番号2、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第9号、番号2を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目「畑」、面積「1,737㎡の内1.48㎡」です。

転用事業者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

この案件につきましても、3年間の一時転用ということで、平成30年6月に転用許可をされておりまして、転用条件として営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が課せられております。転用事業者から1月24日付けにて状況報告があり、1月30日に現地調査、本日総会前に農地部会を行っております。

追加議案の参考資料7ページをご覧ください。この案件は、太陽光パネルの設置工事は完了しておりますが、サカキの定植には至っておりません。その遅延理由が書かれておりますが、本来であれば平成30年中に完成予定としていましたが、予定していた施工会社が7月の西日本豪雨災害の復興工事に駆り出されたために、工事の着手が遅れ、

また 10 月頃に経済産業省による「未稼働案件に対する見直し計画」の発表があり、調達価格の変更となれば、事業収支に大きく影響が出るため、事業計画の見直しも考慮する必要があり、正式な発表を待つ必要がありました。太陽光パネルの設置工事が遅れたことにより、サカキの定植の時期が合わなかったことが、遅れた理由です。

以上の点を考慮し、当委員会の意見案を申し上げます。

「営農型発電設備は、令和元年 6 月 30 日に完成したが、乾燥する夏場の時期にサカキを定植すると、日中に水を与えても水分が蒸発し、枯れてしまう恐れがあるため、3 月から 4 月の最適な安全な時期に抵触するよう指導した。サカキの定植完了後、計画通りに植栽しているか現地確認する。」

追加議案の参考資料 6 ページから 10 ページに位置図及び状況報告書等の一部を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上です。

議長            こちらも農地部会を開催しておりますので、部会長より報告よろしくお願ひします。

13 番            ここも現地確認の方に行きました。現在ソーラーパネルは設置はできておりますが、下に植える予定のサカキについては、まだ一本も植えていない状況です。

今年 3 月から 4 月にサカキを 600 本植えるということですので、植えて定植が終わった後に、本数まではよう数えませんが確認に行く予定になっております。

以上です。

議長            ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員            (意見、質問等なし)

議長            ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員            (異議なく承認)

議長            それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時25分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年2月5日

会 長 二宮 政明

議事録署名人 鎌田 長和

議事録署名人 松良 公人